ここに注目！

労働法令のポイント

その他の労働関係法令の最新動向は「労働法ナビ」の「News」で随時更新中
https://www.rosei.jp/lawdb/

労働基準関係

災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等に係る許可基準の一部改正について

労働基準法33条１項の運用について、「災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等に係る許可基準の一部改正について」（令元. 6. 7　基発0607第１）、「災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等に係る許可基準の解釈に当たっての留意点について」（令元. 6. 7　基監発0607第１）が発出された。

ここでは、これらの行政通達の要点について解説する。

災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等に係る許可基準の一部改正について（令元. 6. 7　基発0607第１）
災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等に係る許可基準の解釈に当たっての留意点について（令元. 6. 7　基監発0607第１）

土屋真実子　社会保険労務士（社会保険労務士法人みらいコンサルティング）

1. 労働基準法33条１項（災害時の時間外労働等）について

労働基準法33条１項では、災害その他避けることのできない事由によって臨時の必要がある場合に、行政官庁の許可を受け、その必要の限度の範囲内に限り、労働者に対し時間外および休日労働をさせることを使用者に認めている。また、事態急迫のため行政官庁の許可を受ける暇がない場合においては、事後の承認を得る旨が定められている。当該許可または事後承認は、これまで、おおむね次の基準によって取り扱い、災害、緊急、不可抗力その他客観的に避けることのできない場合の規定として厳格に運用すべき旨が示されてきた（昭22. 9.13　発基17、昭26.10.11　基発696）。

⑴単なる業務の繁忙その他これに準ずる経営上の必要は認めないこと。
⑵急病、ボイラーの破裂その他人命又は公益を保護するための必要は認めること。
⑶事業の運営を不可能ならしめる様な突発的な機械の故障の修理は認めるが、通常予見される部分的な修理、定期的な手入は認めないこと。
⑷電圧低下により保安等の必要がある場合は認めること。

2.改正のポイント

今回の改正では、現代的な事象等を踏まえ、下記のように基準が明確化された。

一つ目に、地震、津波、風水害、雪害、爆発、火災等の災害への対応（差し迫ったおそれがある場合における事前の対応を含む)、急病への対応その他の人命または公益を保護するための必要が、許可の対象として明示された。これには、災害その他避けることのできない事由により被害を受けた電気、ガス、水道等のライフライン（電話回線やインターネット回線等の通信手段を含む）や安全な道路交通の早期復旧のための対応や、大規模なリコール対応が含まれる。

特に雪害については、道路交通の確保等人命または公益を保護するために除雪作業を行う臨時の必要がある場合が該当することとされている。具体的には、安全で円滑な道路交通の確保ができないことで通常の社会生活の停滞を招くおそれがあり、国や地方公共団体等からの要請やあらかじめ定められた条件を満たした場合に除雪を行うこととする契約等に基づき除雪作業を行う場合や、人命への危険がある場合に住宅等の除雪を行う場合のほか、降雪により交通等の社会生活への重大な影響が予測される状況において、予防的に対応する場合が含まれる。

二つ目は、事業の運営を不可能ならしめるような突発的な機械・設備の故障の修理として、保安やシステム障害の復旧が新たに追加された。これは例えば、サーバーへの攻撃によるシステムダウンへの対応を指す。

また、今回の改正により、災害その他避けることのできない事由に直接対応する場合に加えて、当該事由に対応するに当たり「必要不可欠に付随する業務」を行う場合が対象に含まれることが示された。例えば、事業場の総務部門において、当該事由に対応する労働者の利用に供するための食事や寝具の準備をする場合や、当該事由の対応のために必要な事業場の体制の構築に対応する場合等を指す。

なお、一連の事項は、使用者が単独で行うものに限らず、人命または公益の確保のために国・地方公共団体を含む他の事業場からの協力要請に応じる場合や、当該協力要請に応じないことで事業運営が不可能となる場合にも認められる。例えば、災害発生時において、国の依頼を受けて避難所避難者へ物資を緊急輸送する業務が対象となる。

3.留意事項

上記の基準は、あくまで例示であり、これら以外の事案についても「災害その他避けることのできない事由によつて、臨時の必要がある場合」となることがあり得る。当該判断は、被災状況や、被災地域の事業者の対応状況、当該労働の緊急性・必要性等を勘案して個別具体的に勘案されることとなる。例えば、2016年４月に発生した熊本地震においては、被害が甚大かつ広範囲であり、一般に早期のライフラインの復旧は、人命・公益の保護の観点から急務として、当該要件に該当し得るものと判断された。なお、当該許可はあくまでも必要な範囲内にて認められるものであり、使用者は過重労働による健康障害を防止するとともに、やむを得ず長時間にわたる時間外労働等を行わせた労働者に対しては、医師による面接指導等の実施等、事後適切な対応が求められることに留意したい。